

## 西宮市とイオン株式会社との地域連携協定

西宮市(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)とは、西宮市における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり地域連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、西宮市における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる連携事項に取り組むものとする。

- (1) ICカード等の活用に関する事
- (2) 市内産品の販売促進に関する事
- (3) 市政のPR情報の発信・観光振興に関する事
- (4) 地域防災に関する事
- (5) 地域の安全・安心に関する事
- (6) 環境対策・リサイクルに関する事
- (7) 子育て支援・教育に関する事
- (8) 高齢者・障害者支援に関する事
- (9) 健康増進・食育に関する事
- (10) スポーツ・文化の振興に関する事
- (11) その他市民サービスの向上・地域社会の活性化に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

### (秘密の保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た秘密の情報を、甲又は乙以外の者に対し、漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月15日

甲：西宮市六湛寺町10-3  
西宮市  
市長

今村 岳司

乙：千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
イオン株式会社  
代表執行役

岡田 元也